

名古屋港管理組合公報		令和 6 年10月 1 日 (火曜日) 第 114 号																								
<table><tr><td colspan="2">目次</td></tr><tr><td>規</td><td>則</td></tr><tr><td>○職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則</td><td>1</td></tr><tr><td>告</td><td>示</td></tr><tr><td>○名古屋港港湾料率表の公表</td><td>1</td></tr><tr><td>議 会 事 項</td><td></td></tr><tr><td>○名古屋港管理組合議会事務局に関する規程の一部改正</td><td>2</td></tr><tr><td>○名古屋港管理組合議会議員の辞職</td><td>2</td></tr><tr><td>監 査 委 員 事 項</td><td></td></tr><tr><td>○名古屋港管理組合監査委員事務局規程の一部改正</td><td>2</td></tr><tr><td>正 誤</td><td></td></tr><tr><td>○公報第108号</td><td>2</td></tr></table>			目次		規	則	○職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則	1	告	示	○名古屋港港湾料率表の公表	1	議 会 事 項		○名古屋港管理組合議会事務局に関する規程の一部改正	2	○名古屋港管理組合議会議員の辞職	2	監 査 委 員 事 項		○名古屋港管理組合監査委員事務局規程の一部改正	2	正 誤		○公報第108号	2
目次																										
規	則																									
○職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則	1																									
告	示																									
○名古屋港港湾料率表の公表	1																									
議 会 事 項																										
○名古屋港管理組合議会事務局に関する規程の一部改正	2																									
○名古屋港管理組合議会議員の辞職	2																									
監 査 委 員 事 項																										
○名古屋港管理組合監査委員事務局規程の一部改正	2																									
正 誤																										
○公報第108号	2																									
規 則																										
職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 令和六年十月一日 名古屋港管理組合管理者 愛知県知事 大村 秀章 名古屋港管理組合規則第十一号 職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則 職員の仕事の設置に関する規則（昭和四十二年名古屋港管理組合規則第一号）の一部を次のように改正する。 別表第一係長の項の次に次のように加える。 <table><tr><td>主 任</td><td>上司の命を受け、分担された事務をつかえとるとともに、係長等を補佐し、上司の命ずる事務を処理する。</td></tr></table> 附 則 この規則は、令和七年四月一日から施行する。			主 任	上司の命を受け、分担された事務をつかえとるとともに、係長等を補佐し、上司の命ずる事務を処理する。																						
主 任	上司の命を受け、分担された事務をつかえとるとともに、係長等を補佐し、上司の命ずる事務を処理する。																									
告 示																										
名古屋港管理組合告示第33号 名古屋港港湾料率表を作成したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第12条第 1 項第13号の規定に基づき、下記の方法により公表する。 令和 6 年10月 1 日 名古屋港管理組合管理者 愛知県知事 大村 秀章 記 1 名古屋港情報センターでの縦覧に供することによる公表 2 名古屋港管理組合公式ウェブサイト（https://www.port-of-nagoya.jp/）への掲載による公表																										

議 会 事 項			
名古屋港管理組合議会事務局に関する規程（昭和二十七年四月一日）の一部を次のように改正する。 令和六年十月一日 名古屋港管理組合議会議長 坂田 憲治 第三条第四項の表係長の項の次に次のように加える。 <table><tr><td>主任</td><td>上司の命を受け、分担された事務をつかさどるとともに、係長等を補佐し、上司の命ずる事務を処理する。</td></tr></table> 第五条第一項第一号中「主事」を「主任及び主事」に改める。 附 則 この規程は、令和七年四月一日から施行する。 名古屋港管理組合議会議員沢田ひとみは、令和 6 年 9 月11日辞職した。		主任	上司の命を受け、分担された事務をつかさどるとともに、係長等を補佐し、上司の命ずる事務を処理する。
主任	上司の命を受け、分担された事務をつかさどるとともに、係長等を補佐し、上司の命ずる事務を処理する。		
監 査 委 員 事 項			
監査委員規程第一号 名古屋港管理組合監査委員事務局規程（昭和四十六年監査委員規程第一号）の一部を次のように改正する。 令和六年十月一日 名古屋港管理組合監査委員 北野 よしはる 同 小林 史郎 同 前 田 貢 第六条の表主査の項の次に次のように加える。 <table><tr><td>主任</td><td>上司の命を受け、分担された事務をつかさどるとともに、係長等を補佐し、上司の命ずる事務を処理する。</td></tr></table> 附 則 この規程は、令和七年四月一日から施行する。		主任	上司の命を受け、分担された事務をつかさどるとともに、係長等を補佐し、上司の命ずる事務を処理する。
主任	上司の命を受け、分担された事務をつかさどるとともに、係長等を補佐し、上司の命ずる事務を処理する。		
正 誤			
令和 6 年 5 月31日公報第108号 3 ページ名古屋港管理組合告示第27号財産の状況の表中、土地「7,166,177.84㎡」は「7,165,557.42㎡」の誤り。			
発行所 名古屋市港区港町 1 番11号 名古屋港管理組合			